5 福祉等関係

(1) 福祉等分野の基本方針

利用者本位の介護・保育サービスを実現するため、量的な拡大と質的な向上を目指し、公設民営方式の推進など、民間活力をいかした効率的なサービス提供が保証されるよう、多様な民間組織への支援の促進、制度の充実のために新設、補強すべきシステム(情報公開・監視・第三者評価システム、資格制度など)の確立、利用者の選択を容易にするための制度の設計などの視点に立って、社会のニーズに沿った積極的な改革を推進する。

また、介護や保育サービスについては、既存の社会福祉法人を含めた多様な経営主体の間で、できる限り同一条件での競争を促していくとともに、近年、社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉法人に関する規制改革を一層推進していく。

なお、介護分野においては、介護保険制度全般の見直しを法律施行後5年を目途に検討することとされているが、直ちに是正し得る問題については、早急な取組を行う。

また、保育に関する規制改革の目的は、子どもたちの発達を保証する質の高い 保育の供給を迅速に増やすために、子どもたちを守るための必要な規制を残した 上で、不必要な規制を廃止することにある。

さらに、障害者施策分野においては、障害者のノーマライゼーションの理念の 下、障害者が積極的に社会経済活動に参画できる社会づくりを進める。

年金分野においては、年金制度における公私の適切な役割分担を図りつつ、企業年金等の充実を図る。

(2) 福祉等分野の重点事項

介護サービスの提供体制の改善

介護保険給付業務におけるIT化の促進、介護サービスの標準化の促進、介護サービスの情報公開の徹底、監視体制等の構築及び第三者評価等の事後的規制の整備や介護支援専門員の在り方の検討を行うことにより、介護サービス全般の質の向上に向けた提供体制の改善を図る。

介護サービスの競争促進

施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図る観点から、特別養護老人ホ ーム等の介護報酬に含まれるホテルコストを含む利用者の負担の見直しを行う とともに、民間企業によるケアハウスの運営を促進する。

保育サービスの拡充と質的向上

公有財産の活用やPFI方式の活用などによる公設民営の促進、認可外保育施設に対する指導監督の更なる徹底、第三者評価の推進、短時間勤務保育士を始めとする保育士に係る諸規制の一層の改革の検討を行うことにより、保育サービスの多様化、拡充、質の向上を図る。

社会福祉法人に関する規制の見直し

社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人に関する規制改革を一層推進する。

障害者の社会参加の促進

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。また、各種資格制度等における障害者に係る欠格条項について見直しを行い、所要の措置を講ずる。

(3) 個別事項

ア 介護

事項名	措置内容	改定計画	等と	美	施予定時	期
争以石		の関	係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
介護保険給	a 介護支援専門員がケアプランを作成する際	改定	・福	逐次実施		
付業務にお	に必要となるサービス事業者の空き情報等の	祉ア	a			
けるIT化	情報化等の介護保険給付業務に係るIT化を					
の促進	進める。					
(厚生労働省)	b 介護サービスの利用者がWAM-NET(福	改定	・福	逐次実施		
	祉保健医療情報ネットワーク)等を通して事業	祉ア	b			
	者情報等に直接アクセスし、サービス選択の判					
	断に資することができるようなシステム構築					
	を図る。					
	c 介護に関する技術の発展等に資するために、	改定	・福	検討	措置済	
	例えば提供サービスと対象者の心身の状況の	祉ア	С			
	変化の関係を検証するなど、個人情報保護のた					
	めの方策を明確にした上で、要介護者に関する					
	情報の収集や分析等に努める。					
	【要介護認定等の一次判定ソフト(改訂版)の					
	試行運用により情報収集・分析(平成14年5月					
	~7月)】					
	【要介護認定等の一次判定ソフト(再改訂版)					
	の試行運用により情報収集・分析(平成14年11					
	月~12月)】					
痴呆性高齢	a 痴呆性高齢者の要介護認定における1次判	改定	・福	検討	結論	措置
者に対する	定について必ずしも適切ではないケースがあ	祉ア	a			(4月
介護	るとの指摘があることから、このような痴呆性					予定)
(厚生労働省)	高齢者の要介護認定の問題の改善を進める。					l
	b 「高齢者痴呆介護研究センター」における痴	改定	・福	逐次実施		
	呆介護の研究を強化、促進し、望ましい痴呆性	祉ア	b			
	ケアの在り方の研究を進め、適切なケア投入必					
	要量の測定をより精緻化する。					,
	c 痴呆性高齢者を抱える家族に対して専門家	改定	・福	措置済		
	からの相談機会が得にくい等の指摘があるこ	祉ア	С			
	とから、「高齢者痴呆介護研究センター」にお					
	ける研究について、その総合的報告を待つので					
	はなく、随時、得られた研究成果を医療・介護					
	職員へフィードバックし、痴呆性高齢者介護に					

事項名	措置内容	改定計画等と	ᢖ	 『施予定時』	朝
学 块口	1HEL 1H	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	おける介護負担 の緩和を図るとともに、痴呆				
	性高齢者を抱える家族についての相談、カウン				
	セリング等を実施するための研修・相談受付体				
	制等を整備する。				
	d 成年後見制度活用の普及を図るための支援	改定・福	措置済		
	方策を講ずる。	祉ア d	(7月連		
	【平成13年厚生労働省老健局計画課事務連絡】		絡)		
介護職の業	a 在宅で療養する要介護者等に対する介護サ	改定・福	措置済		
務範囲等	ービスの充実を図る観点から、訪問介護につい	祉ア a	(11月ま		
(厚生労働省)	て、その業務範囲をできる限り明示し、その周		でに配		
	知徹底を図るとともに、訪問看護との連携など		布)		
	現場における具体的な対応事例を提示する。				
	【訪問看護と訪問介護の連携に関する具体的				
	事例集配布(平成13年11月までに約2万部配				
	布)				
	b 訪問看護の一層の充実を図り、在宅で療養す	改定・福	検討	結論	措置
	る要介護者等に必要な訪問看護が提供される	祉ア b			(4月
	よう努める。 				予定)
	c 要介護者の様々なケースに対応可能とする	改定・福		措置済	
	ために、介護職の養成研修を一層充実させるな	祉ア c		(7月通	
	ど、介護福祉士、ホームヘルパー等の介護職の			知)	
	資質の向上を図る措置を講じ、要介護者のニー				
	ズに的確にこたえることの可能な介護職の育				
	成を図る。				
	【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第				
	0705004号】			\ 	
	d 既に示されている訪問介護と訪問看護の連			逐次実施	
	携に関する具体的事例について、周知徹底を図	祉1(3)			
	る。				1++==
	e 一定の場合についてホームヘルパー等が痰			検討・結	措置
	の吸引を行うことに関して具体的に検討し、所			論	
	要の措置を講ずる。				조 /a +스
	f 上記以外の行為についても、医師法上の取扱				逐次検討な経験
特別養護老	いについて検討し、明確化する。	舌占,污	t∕e <u>≒</u> +	女士≑会	討・結論
			検討	結論	措置(4
人小一厶の	化の推進により居住環境が抜本的に改善される	祉1(2)			月予定)

事項名	措置内容	改定計画等と		E施予定時	期
争以口	相巨的谷	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
ホテルコス	ことから、従来の介護・食事に係る利用者負担の	〔改定・			
トの利用者	ほか、ホテルコストを原則として利用者負担とし	福祉ア			
負担	て徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐)			
(厚生労働省)	えられない低所得者層については、一定の配慮を				
	検討し、着実に実施する。				
在宅サービ	介護保険における施設サービスと特定施設(有	重点・福			検討開
スと施設サ	料老人ホーム及びケアハウス)やグループホーム	祉1(2)			始(16
ービスとの	との間にはいわゆるホテルコスト以外にも、食				年度中
間の負担の	費、光熱費、清掃費などの負担に差があることか				に結論)
均衡	ら、介護保険制度全体の見直しにおける施設体系				
(厚生労働省)	の在り方等の見直しの中で、在宅サービスと施設				
	サービスとの間の負担の均衡を図る観点も含め				
	て検討する。				
訪問介護の	a 訪問介護における身体介護中心型、家事援助	改定・福	検討	結論	措置(4
介護報酬に	中心型、複合型の3類型を当てはめる際に判断	祉ア a			月予定)
おける3類	に迷う例もあること等を踏まえ、介護保険制度				
型の在り方	の見直しの際には、この3類型の区分の在り方				
等	そのものについて検討し、所要の措置を構ず				
(厚生労働省)	ర 。				
	b 利用者との契約内容を明確化するとともに	改定・福	逐次実施		
	ヘルパーのサービス水準を確保するため、標準	祉ア b			
	的なサービス行為の内容や手順のパッケージ				
	を示したガイドライン(平成12年3月17日厚生				
	省通知老計第10号)の周知や、必要に応じた充				
	実を図るとともに、利用者ごとにサービス事業				
	者が作成する訪問介護計画について、例えば、				
	こうしたサービス行為のパッケージの記載の				
	奨励など、その内容の一層の明確化を検討す				
	る 。				
	【訪問看護と訪問介護の連携に関する具体的				
	事例集配布(平成13年11月までに約2万部配				
	布)】				
	【全国介護保険担当課長会議において周知(平				
	成14年2月12日)】				
	【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び				
	運営に関する基準の一部を改正する省令(平成				

事項名	措置内容	改定計画等と	美	[施予定時]	朝
学 块口	1HEL 1TT	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	15年厚生労働省令第28号)】				
訪問·通所介	訪問・通所介護における事故発生に関する補償	改定・福	逐次実施		
護における	の具体的手段も含め、契約に係る重要事項の説明	祉ア			
事故発生に	等を、事業者から利用者に対して十分に行うこと				
関する補償	を徹底する。				
の具体的手	【全国介護保険担当課長会議において周知(平成				
段等	14年9月4日)】				
(厚生労働省)					
利用者保護	都道府県での介護サービスの監視システムの	改定・福	逐次実施		
のための監	早急な充実を図るため、有効な監視システムの構	祉ア			
視体制の構	築を都道府県に対して積極的に働き掛けるほか、				
築	システム構築の動向を注視し適切な助言を行う。				
(厚生労働省)	【全国介護保険指導監査担当係長会議において				
	周知 (平成14年5月13日)】				
サービスの	市町村に対し、介護サービスの苦情解決やサー	改定・福	逐次実施		
質の向上の	ビスの質の向上のための取組につき、助言を行う	祉ア			
ための取組	とともに、介護相談員派遣事業を支援し、介護相				
(厚生労働省)	談員を有効に機能させる。				
介護支援専	a 介護支援専門員の現任研修事業等を推進す	改定・福	検討	措置済	
門員の在り	るとともに、その内容について見直しを行う。	祉ア a		(9月通	
方	【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第			知)	
(厚生労働省)	0904001号】				
	b 個々の介護支援専門員の資質の向上への取	改定・福	一部措	措置済	
	組のほか、介護支援専門員がケアマネジメント	祉ア b	置済		
	の業務に極力専念できるよう、介護支援専門員				
	を支援するための体制整備を図る。				
	c 介護保険制度の見直しに向けて、例えば、実	改定・福	検討	逐次実施	
	務経験や現任研修等を反映するようなキャリ	祉ア c			
	アパスの導入など、ケアプランの作成、利用者				
	や事業者との調整業務等に更に専門性を持て				
	るようにするための介護支援専門員の能力向				
	上の在り方や、公正中立な活動を確保し得るた				
	めの支援策について検討し、所要の措置を講ず				
	వ 。				
	【全国介護保険担当課長会議において指導(平				
	成14年6月4日)】				

事項名	措置内容	改定計画等と	〕		—————————————————————————————————————
争块口	1HE1.744	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	d 介護支援専門員の選択に幅を持たせるため	改定・福	検討	逐次実施	
	の数の確保の観点から、実務要件や資格要件も	祉ア d			
	含めた介護支援専門員試験の在り方について				
	検討し、所要の措置を講ずる。				
施設介護サ	民間企業による特別養護老人ホームの経営参	改定・福	措置済		
ービスへの	入については、介護保険法施行後の介護保険サー	祉ア	(11月、1		
民間企業の	ビスの 提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続		月郵印)		
参入	性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要				
(厚生労働省)	があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者				
	に対応できるようなケアハウスについて、関係通				
	知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の				
	株式会社等が、都道府県知事の許可によって設				
	置・経営主体となり得ることとする。				
	【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第476				
	号】				
	【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第				
	0130002号、同計画課長通知老計第0130001号】				
PFI法を	a 「民間資金等の活用による公共施設等の整備	改定・福	一部措	逐次実施	
活用した公	等の促進に関する法律(PFI法)」(平成11年	祉ア	置済		
設民営方式	法律第117号)を活用した公設民営方式は、官		(12月法		
の推進	民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建		律施行、		
(厚生労働省、	設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、		1月通		
内閣府)	これを当該PFI事業者に運営させるもので		知)		
	ある。今般、同方式に基づき整備されるケアハ				
	ウスについて、地方公共団体が施設を買い取る				
	費用を新たに国庫補助の対象としたところで				
	あり、このほか、「公有財産を無償又は時価よ				
	り安い対価で選定事業者に使用させることが				
	できる」としているPFI法第12条第2項を活				
	用していくこととする。これらにより、PFI				
	を活用した公設民営を促進する。				
	【民間資金等の活用による公共施設等の整備				
	等の促進に関する法律の一部を改正する法律				
	案 (平成13年法律第151号)】				
	【平成14年厚生労働省事務次官通知厚生労働				
	省発社援第0130016号】				

事項名	措置内容	改定計画等と	美		期
争块口	1HEL 1TT	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b デイサービス施設やショートステイ施設な	重点・福		措置済	
	ど、在宅サービスに係る施設について、公設民	祉 1 (1)		(1月	
	営方式またはPFI法の枠組みを活用し、対等			通知)	
	な条件のもとでその整備を促進していく。				
	【平成15年厚生労働省事務次官通知厚生労働				
	省発社援第0130016号】				
生活支援型	ケアハウスや高齢者生活福祉センター(生活支	改定・福	措置済		
の生活拠点	援ハウス) 有料老人ホームなど日常生活の支援	祉ア	(5月、		
の推進	機能を有する生活拠点について、将来展望を踏ま		1月通		
(厚生労働省)	え整合性のとれた規制改革の在り方を検討し、所		知)		
	要の措置を構ずる。				
	【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第192				
	号】				
	【平成14年厚生労働省老健局長通知老発第				
	0130002号】				
ケアハウス	ケアハウスへの株式会社参入の許可に係る技	重点・福		意見聴	結論
への株式会	術的助言(平成14年1月厚生労働省老健局計画課	祉 1 (1)		取	
社参入の許	長通知)の妥当性について関係者から意見聴取を				
可に係る技	行い、必要に応じて見直す。				
術的助言					
(厚生労働省)					
痴呆性高齢	a 痴呆性高齢者グループホームのような介護	改定・福	措置済		
者グループ	サービスについて、地域に密着したNPO法人	祉ア a	(8月通		
ホーム等の	等の施設整備の資金調達を容易にする。		知)		
情報公開等	【平成13年厚生労働省老健局長通知老発第318				
の推進	号】				
(厚生労働省)	b 密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に	改定・福	措置済		
	求められる痴呆性高齢者グループホームにお	祉ア b			
	けるケアの質を確保するために、情報公開等を				
	推進する。				
介護事業者	a 公的部門、社会福祉法人、民間企業等といっ	改定・福	一部措	逐次実施	
の情報公開、	た経営主体にかかわらず、利用者やその家族が	祉ア	置済		
利用者や第	事業者を選択する際に活用できるチェックリ				
三者による	ストの作成などにより、介護事業者の情報公開				
評価の推進	義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価				
等	を推進する。また、消費者利益の観点から、そ				

事項名	措置内容	改定証言と	ᢖ	E施予定時	———— 期
子识口	1HEL 1H	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)	の運営に関する監視体制の強化を図る。				
	b 平成14年8月より、介護サービス事業者の選	重点・福		措置済	
	択に資する観点から、利用者やその家族が訪問	祉1(5)、			
	介護事業者を選択する際に活用できるチェッ	事後チェ			
	クリストが公表されており、その普及を図ると	ック 1			
	ともに、事業者がチェックリストに対応した情	(3) 、 2			
	報公開を行なうよう周知徹底する。	(1)			
	c 痴呆性高齢者グループホームについては、特				検討
	に入所者の特性から事業者の評価が重要であ				(逐次実
	る点にかんがみ、平成14年度から他の介護サー				施)
	ビス事業者に先んじて第三者評価制度が実施				
	されたところであるが、特別養護老人ホームや				
	有料老人ホームなどの事業者の第三者評価の				
	推進方策を講ずる。				
介護と医療	a 特別養護老人ホームの全室個室・ユニットケ	改定・福		措置済	
との連携の	ア化といった居住条件の改善を進める中で、介	祉ア a			
ための諸規	護老人保健施設についても、入所者にとっての				
制の改革	生活の場である特別養護老人ホームとは性格				
(厚生労働省)	が異なることにも留意しながら、療養環境の改				
	善を図る。 				
	b 医療保険と介護保険が重複して適用され得		措置済		
	るサービスについては、介護保険が適用される	祉ア b	(3月通		
	と医療保険からの給付は受けられない仕組み		知)		
	となっているものの、一部の医療サービスにつ				
	いては、主治医の「特別指示書」があれば、2				
	週間は医療保険からの給付が受けられるため、				
	本制度が濫用されているとの指摘もあること				
	から、こうしたサービスに関する医療保険給付				
	の適用範囲については、一層の周知徹底を行				
	う。				
	【平成14年厚生労働省保険局医療課長通知保				
/D 54	医発第0308009号】				14 + 1 ==
保険者によ					検討開
る介護保険		祉1(4)			始(16
施設定数の	ルする権限を付与することを、介護保険全体の見				年度中
調整	直しの中で検討し、結論を得る。				に結論)

事項名	措置内容	改定計画等と	美	施予定時	朝
争块口	1HE1.744	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)					
介護ICカ	介護保険の被保険者証について、ICカードを	改定・福	検討	検討	結論 措
ードの検討	活用して、支給限度管理を行えるよう、事業者間	祉ア			置
(厚生労働省)	のデータ交換、共有等が問題なく行えるような相				
	互互換性を確保することについて検討し、モデル				
	事業を実施する。				
有料老人ホ	有料老人ホームが、契約の当事者が高齢者であ	重点・福			検討開
ームにおけ	り、多額の一時金を必要とし、住み替えが困難で	祉1(6)			始(16
る一時金の	あること、提供されるサービスが介護を含めた入				年度中
保全措置に	居者の生活全般に及ぶことにかんがみ、銀行保証				に結論)
関する取り	の内容等一時金の保全措置について、より確実に				
組み	入居希望者に情報提供させるようにするなど、有 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				
(厚生労働省)	料老人ホームにおける一時金の保全措置に関す				
	る取組の充実を図る。				
21介護保険適	介護保険適用除外等該当非該当届に関して、社	重点・円			検討・結
用除外当該	命により海外に赴任して国内非居住者となった	滑化別表			論
等非該当届	場合等については、事業主が被保険者に代わって	(1)40			
における自	届書を提出することができるものとし、被保険者				
署又は押印	本人の自署又は押印の省略を可能とする。				
の省略					
(厚生労働省)					
22ケアマネジ	a ケアマネジメント機能の強化等専門性の向	重点・円		逐次実施	
メント機能	上については、ケアマネジャーの現任研修やケ	滑化別表			
の強化	アマネジメントリーダー研修等の施策を講じ	(3)20			
(厚生労働省)	ているが、更なる強化のための措置を講ずる。				
	b ケアマネジメントについて介護報酬の水準			検討・結	措置
	見直しを行う。			論	(4月予
					定)

イ 保育

事項名 措置内容	拦 罢内灾	改定計画等と	美	施予定時	朝
	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
公立保育所	a 都市部等における保育サービスの拡大及び	改定・福	逐次実施		
の民間への	その効率化を図るため、公立保育所の運営等を	祉イ a			
運営委託等	事実上の行為として民間事業者に委託するこ				
の促進	とが可能であることを周知徹底し、民間委託の				

車 15.47	世军山京	改定計画等と	第	 E施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省、	活用を促進する。				
内閣府)	【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保				
	育課長通知雇児保第10号】				
	【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長				
	通知雇児発第1017001号、同保育課長通知雇児				
	保第1017001号】			\	
	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施			逐次実施	
	設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方	催イ b	置済		
	式の活用などにより、公設民営を促進する。		(12月施		
	【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年 法律第135号)】		行) 		
	【民間資金等の活用による公共施設等の整備				
	等の促進に関する法律の一部を改正する法律				
	(平成13年法律第151号)】				
	【市町村職員等を対象とした研修会開催(平成				
	14年9月27日)】				
保育士に関	a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育	改定・福	措置済		
する諸規制	- 士の卒後研修について、研修内容をインターネ	祉イ a	(2月運		
の改革	ットで提供すること等現場の保育士が学びや		用開始)		
(厚生労働省)	すい仕組みを構築する。				
	【「 i -子育てネット」運用開始(平成13年 2				
	月1日)】				
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できる	改定・福	検討	措置済	
	ようにするため、また、離職した保育士が再び	祉イ b		(5月通	
	保育現場で活躍できる環境を作ることに資す			知)	
	るため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟				
	に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に				
	配置すべき保育士定数の2割以内などとして				
	いる規制の一層の緩和を検討する。				
	【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長				
	通知雇児発第0521001号】				
	c 認可外保育施設を含めた保育の質の向上の	改定・福	法案成	措置(一	部を14年
	ため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定	祉イ c	立、公布	10月に施	行、残り
	義、知事による試験・登録の実施等に関する規			を15年11	月に施行
	定を整備し、保育士でない者が保育士を称する			予定)	
	ことを禁止する(保育士の名称独占等)等の措				

車15 夕	世军山灾	改定計画等と		 『施予定時』	 朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	置を講ずる。				
	【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年				
	法律第135号)】				
保育サービ	平成9年の児童福祉法の改正による新しい入	改定・福	可否につ	いて長期的	に検討
スの利用者	所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や	祉イ			
に対する直	障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的				
接補助方式	には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し				
の導入	込み、当該保育所が審査・決定を行うことができ				
(厚生労働省)	ないか、その可否について検討する。				
	また、利用者と施設との直接契約を検討する際に				
	は、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する				
	補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入がで				
	きない、その可否についても長期的に検討する。			T	
保育サービ	利用者による選択の利便性向上と、サービス内	重点・福		一部措	逐次実
スに関する	容の情報提供の促進を図る観点から、保育所、認	祉 2 (6)		置済	施
情報の一体				(3月周	
的提供の推	方自治体がインターネット等により提供する場			知)	
進	合には、施設の位置づけを明確にした上で、一覧				
(厚生労働省、 	性等を持たせた形で行われるよう、 地方自治体に				
文部科学省)	対し、積極的に働きかける。				
	【厚生労働省の全国保育関係事務担当者会議に				
	おいて周知(平成15年3月20日)】				
保育所等に	a 認可保育所においても保育の質・内容は多様		-	平成14年	
関する情報		祉イ		ドライン	
公開、第三者			策定・通	知)	
評価の推進	更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行				
(厚生労働省) 					
	保育所の情報公開を進める。また、第三者評価				
	については、ガイドラインを作成し、その取組				
	を促進する仕組みを整備する。				
	【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長				
	通知雇児発第0422001号】 				
(厚生労働省)	b 認可外保育施設を含め、評価対象の拡大など	重点・福		措置済	
	必要な見直しの検討に向けて事例の収集に着	祉2(7)、			
	手する。	事後チェ			
	【保育所の第三者評価事例の収集開始(平成15	ック2			

車 でク	世军山京	改定計画等と	ᢖ	E施予定時	———— 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
(厚生労働省)	年2月)】 c 第三者評価自体の客観性を高めるため、例え	(1) イ		一部措	措置
	ば、財団法人こども未来財団が運営する「i‐			置済	
	子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な				
	主体による第三者評価が容易に比較できるよ				
	うな仕組みを整備する。				
	【「 i -子育てネット」に「児童福祉施設にお				
	ける福祉サービスの第三者評価」ページ掲載				
	(平成14年11月28日)】				
(文部科学省)	d 地方公共団体や関係団体のホームページ上			一部措	措置
	などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧			置済	
	できるようにする。				
	【幼稚園教育課程理解推進事業(中央協議会)				
	において取組依頼(平成14年12月11日)等】				
夜間保育、休	定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延	改定・福	新エンゼ	ルプラン (11年12月
日保育の推	長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需	祉イ	19日策定) に基づき	、計画的
進	要に対応する施策を推進する。また、休日保育に		に推進		
(厚生労働省)	ついても、計画的に推進する。				
認可保育所	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心	改定・福	直ちに検	討に着手、	逐次実施
基準の見直	に、待機児童の多い地域においては、定員基準	祉イ a			
しの検討及	の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備				
びその周知	にかかわる設置基準等については、その見直し				
徹底	を検討する。さらに、分園の積極的促進を図る				
(厚生労働省)	ことにより、サービスの質を確保しつつ供給量				
	の拡大を図る。				
	【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保				
	育課長通知雇児保第35号】				
	【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長				
	通知雇児発第0521002号、雇児発第1225008号】				
	b 保育所の調理室必置義務については、併設さ	重点・福			措置
	れた社会福祉施設の調理室を兼用する場合と	祉2(2)			
	同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する				
	場合において調理室の共同利用をするなど、安				
	全性等が確保される場合には、保育所の設置が				
	可能となるよう検討し、措置する。				
	c 待機児童の多い地域における定員基準の弾	改定・福	一部措	逐次実施	

東西 夕	世罕山京	改定計画等と			期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	力化、認可基準等に適合した保育所についての	祉イ b	置済		
	迅速・的確な認可などにより、保育需要がある		(9月通		
	にもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しな		知)		
	いことが必要である。このため、既に実施され				
	た規制緩和措置について、地方公共団体に対				
	し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。				
	【平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保				
	育課長通知雇児保第35号】				
	【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保				
1	育課長通知雇児保第1017001号】				
認可保育所				措置済	逐次実
の経営主体		祉2(3)		(1月、	施
や施設基準	準の緩和など既に実施された規制緩和措置につ			3月周	
についての				知)	
地方自治体					
への周知徹					
底	【全国児童福祉主管課長会議において周知(平成				
(厚生労働省)	15年3月3日)】	74-Ch 4=	1# # '		
保育所への株	a 民間企業が効率的な経営の結果として得た		措置済		
式会社等の参	剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンテ ・ ずた四字しないよう。関係済済の日末した図	祉イ	(3月通		
入の促進	ィブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図		知)		
(厚生労働省)					
	【平成14年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 通知雇児発第0329030号等】				
		新占 。 逗			 措置
	できるよう、技術的な側面も含め、その運用に] Jelei
	ついて改善する。	11L Z (4)			
保育所の運	保育所設置要件などの規制緩和措置をより効	重点・福			措置
営費補助の	果的なものとし、多様な提供主体により十分な保	祉 2 (5)			
余剰金に係	育サービスが提供されるよう、余剰金が生じる要				
る会計処理	因を詳細に分析した上で、余剰金に係る会計処理				
の柔軟化	の柔軟化について検討し、必要な措置を講ずる。				
(厚生労働省)					
認可外保育	a 第153回国会において、児童福祉法(昭和22	改定・福	逐次実施		
施設に対す	年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施	祉イ a	(13年11	月法律公布	5、14年7
る指導監督	設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営		月施行)		

車15 夕	世军山京	改定計画等と	実施予定時期			
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
の徹底	状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への					
(厚生労働省)	書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、					
	毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調					
	査結果を公表することとし、悪質な施設に対す					
	る勧告・公表を行うことができることとなっ					
	た。さらに、都道府県と市町村との連携も強化					
	することとなった。こうした法改正の趣旨を周					
	知徹底するとともに、認可外保育施設に対する					
	指導監督の徹底を図る。					
	【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年					
	法律第135号)】					
	b 保育所、保育ママ、地方公共団体における	改定・福	逐次実施			
	様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都	祉イ b				
	市を中心に受入児童数の増大を図る。					
保育所と幼	a 就学前児童の保育と教育の多様なニーズに	改定・福	措置済			
稚園の施設	的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教	祉イ	(3月公			
共用化等に	育施設との施設の共用化(文部省・厚生省によ		開)			
よる連携強	る平成10年の指針)を促進するとともに、保育					
化	所と幼稚園の連携事例を情報提供することな					
(厚生労働省、	どにより、運営や施設利用の面で一層連携を深					
文部科学省)	める。ただし、運営においては現在の親の就労					
	や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえ					
	るものにする。また、多様な保育ニーズにこた					
	える観点から、幼稚園における預かり保育の拡					
	充を図る。					
	【保育所と幼稚園の連携事例集をホームペー					
	ジ上で公開】					
	b 幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点					
	から、以下のとおり幼稚園教諭免許所有者と保					
	育士資格所有者が相互にそれぞれの資格(免					
	許)を取得することを促進する。					
(厚生労働省)	(a) 幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取	重点・福			措置	
	得しようとする場合、保育士試験の8科目の	祉 2 (1)				
	筆記試験のうち、例えば、「教育原理」など	、全国				
	幼稚園教諭免許の取得に当たって最低限必	別表934				
	要な習得科目に含まれている科目について					

市正石	##\$	改定計画等と)	 『施予定時』	朝
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	は試験を免除する。				
(文部科学省)	(b) 保育士資格所有者が幼稚園免許を取得し	重点・福			検討・結
	ようとする場合、現行制度上、大学等におい	祉 2 (1)			論
	て必要単位を修得する以外の取得方法を採	、全国			
	ることが困難であるため、教員資格認定試験	実施812			
	によっても幼稚園教諭免許を取得すること				
	について検討することも含め必要な措置を				
	講ずる。				
幼稚園と保	幼稚園と保育所の一体的運営を推進するに当	重点・福			措置
育所の一体	たっては、施設の共用だけではなく、子どもの処	祉 2 (1)			
的運営の推	遇についても、各地域のニーズに応じ、柔軟な運				
進	営が可能となるような措置を講ずる。				
(厚生労働省、					
文部科学省)					
放課後児童	放課後児童クラブや地域のすべての児童に居	改定・福		逐次実施	
の受入れ体	場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制	祉イ			
制の充実	を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教				
(厚生労働省)	室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ				
	(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や				
	学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進				
	を図る。				
児童手当受	児童手当受給者が毎年市町村長に提出する現	重点・円			検討·結
給者の現況	況届における被用者確認の方法について、現行の	滑化別表			論
届における	事業主による年金加入証明書以外のものによる	(1)41			
被用者確認	確認を可能とする。				
方法の見直					
し					
(厚生労働省)					

ウ 障害者施策

	措置内容	改定計画等と	実施予定時期			
尹以口	相量的台	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
バリアフリ	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用し	改定・福	逐次実施			
ー化等の推	た移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリア	祉ウ				
進	フリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号					
(警察庁、総務	機等のバリアフリー化を推進するとともに、使い					

市场欠	世界山京	改定計画等と	美	 E施予定時期	期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
省、厚生労働	やすい情報通信関連機器、システムの開発等によ				
省、経済産業	る情報バリアフリー環境の整備等を推進する。				
省、国土交通	【平成13年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉				
省)	部長通知障発第138号】				
	【公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイ				
	ドライン(平成13年8月)】				
	【旅客施設における音による移動支援方策ガイ				
	ドライン (平成14年10月)】				
社会福祉事	障害者等の利用者が社会福祉サービスを選択	改定・福			措置(4
業の利用方	できる制度を、事業の性格等に応じ導入する。	祉ウ			月施行
式	【社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の				予定)
(厚生労働省)	一部を改正する等の法律 (平成12年第111号)】				
障害者に係	各種資格制度等における障害者に係る欠格条	改定・福	一部措	一部措	措置
る欠格条項	項については、「障害者に係る欠格条項の見直し	祉ウ	置済	置済	(1制
の見直し	について」(平成11年8月9日障害者施策推進本		(47制度	(15制度	度につ
(関係府省)	部決定)に基づき、対象63制度について平成14年		につい	につい	いて法
	度末までに見直しを終了する。		て見直	て見直	案成立
	(平成13年度において成立した見直しのための法律等)		し)	し、1制	後、施行
	【障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医			度につ	予定)
	師去等の一部を改正する法律(平成13年法律第87号)】			いて法	
	【自動車等の運転免許については、道路交通法の			案提出)	
	一部を改正する法律 (平成13年法律第51号)】				
	【風俗営業の許可等については、風俗営業等の規				
	制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改				
	正する法律(平成13年法律第52号)】				
	【国土交通省関係の資格(動力車操縦者、海技従				
	事者、水先人、航空機に乗り組んでその運行を行				
	う者)については、動力車操縦者運転免許に関す				
	る省令の一部を改正する省令(平成13年国土交通				
	省令第152号) 水先法施行規則及び船舶職員法施				
	行規則の一部を改正する省令(平成13年国土交通				
	省令第137号)及び航空法施行規則の一部を改正				
	する省令(平成13年国土交通省令第118号)】				
	【国家公務員の就業禁止(船員)については、人				
	事院規則10 - 8の一部を改正する人事院規則(人				
	事院規則10 - 8 - 1)】				

事項名	措置内容	改定計画等と	身	施予定時	————— 期
于 炽口		の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	(平成14年度において成立した見直しのための法事等)				
	【銃砲刀剣類の所持、放射性同位元素等の使用又				
	は販売業等、放射性同位元素又はこれに汚染され				
	たものの取扱い並びに放射線発生装置の使用、獣				
	医師、家畜人工授精師、火薬類取扱い、船員の就				
	業、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業の認				
	定については、障害者等に係る欠格事由の適正化				
	を図るための関係法律の整備に関する法律(平成				
	14年法律第43号)】				
	【警備業の認定、警備員の制限、警備員指導教育				
	責任者・機械警備業務管理者については、警備業				
	法の一部を改正する法律(平成14年法律第108号)】				
	【警備員等の検定については、警備員等の検定に関				
	する規則(平成15年国家公安委員会規則第2号)】				
	【狩猟免許については、鳥獣の保護及び狩猟の適				
	正化に関する法律(平成14年法律第88号)】				
	(その他、法務省は、外国人の上陸制限について、				
	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する				
	法律案」を第156回国会に提出)				
障害者福祉					15 年度
制度の改革	ととなるが、高齢者を対象とした介護保険制度と	祉ウ			からの
(厚生労働省)	の関係では、40歳以上65歳未満の障害者は介護保				支援費
	険の被保険者としているにもかかわらず、加齢に				制度の
	伴う疾病によって介護を要する状態とならなけ				施行状
	れば、介護保険の給付は行わず、給付面は支援費				況を踏
	制度としている。この意味から、支援費制度につ				まえつ
	いて、介護保険制度の見直しと合わせ、両制度の				つ、直ち
	関係を含めた抜本的な検討を行う。				に検討
					を開始
					し、結論
					を得る

工 社会福祉法人

車17 夕		改定論画等と実施予定時期		胡	
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
社会福祉法	既に行われた規制緩和措置について、地方公共	改定・福	一部措	必要に応	じて逐次
人に関する	団体に対し一層の周知徹底等を図る。また、担当	祉工	置済	実施	
制度の運用	行政部門間の円滑な調整を図り、行政の不整合を		(1月、		
に関する見	なくし、社会福祉法人のより効率的な運営や、そ		3 月 周		
直し	のサービスの供給拡大を図る。		知)		
(厚生労働省)	【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平				
	成14年1月16日)】				
	【社会・援護局主管課長会議において周知(平成				
	14年3月4日)(平成15年3月4日)】				
社会福祉法	a 社会福祉法人の在り方について、現行の方式	改定・福	結論		
人の在り方	だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り	祉工 a			
の見直し	方について検討を開始する。				
(厚生労働省)	b 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途につ	改定・福	早急に		結論
	いては、依然として制約が大きいため、関係通	祉工 b	検討		
	知(平成5年)を、例えば、以下の点について				
	早急に検討すべきである。				
	(a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・				
	修繕費・備品等購入引当金等の上限				
	(b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、				
	同一の法人が経営する複数の施設・事業間で				
	の運営費の繰入れ				
	(c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補				
	助の対象とならない追加的な施設を整備す				
	る場合、それを担保に借入れを行うこと				
社会福祉法	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社	重点・福	一部措	一部措	必要に
人に関する	会福祉法人について株式会社並みの公認会計士	祉3、事	置済	置済	応じて
インターネ	等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情	後チェッ	(10月通	(3月周	逐次実
ット上の情	報公開のための基準の強化を図る。また、社会福	ク1(3)	知、 1	知)	施
報公開の促	祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報		月、3月		
進	告書、監事の意見書等は、インターネット上での	福祉工	周知)		
(厚生労働省)	公開を促進する。)			
	【平成13年厚生労働省社会・援護局総務課長通知				
	社援総発第10号]				
	【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平				
	成14年1月16日)】				

事項名	措置内容	改定計画等と	等と 実施	[施予定時]	予定時期	
争以口	19月10日	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
	【社会・援護局主管課長会議において周知(平成					
	14年3月4日)(平成15年3月4日)】					
社会福祉協	平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村	改定・福	一部措	必要に応	じて逐次	
議会の役割	社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心	祉工	置済	実施		
の見直し	的な役割を担うことを明確にした。このため、社		(1月、			
(厚生労働省)	会福祉協議会については、他の民間事業者、社会		3 月 周			
	福祉法人では行いにくいサービスについて、重点		知)			
	的に取り組んでいく役割を担うものとする。な					
	お、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的					
	助成のみに依存することなく、当該地域における					
	サービスの実態を踏まえて、ほかの事業主体の参					
	人による競争を妨げることのないよう、適切な運					
	営に努めるよう、周知徹底を図る。					
	【全国厚生労働関係部局長会議において周知(平					
	成14年1月16日)(平成15年1月21日)】					
	【社会・援護局主管課長会議において周知(平成					
	14年3月4日)(平成15年3月4日)】					

才 年金

	##累古帝	改定計画等と		施予定時	 期
事項名	措置内容	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
厚生年金保	厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届	改定・福	措置済		
険被保険者	等の磁気媒体による届出について、一般事業所で	祉才	(3月公		
資格取得届	も行えるよう所要の措置を講ずる。		布、14		
等	【健康保険法施行規則等の一部を改正する省令		年 6 月		
(厚生労働省)	(平成14年厚生労働省令第32号)】		施行)		
確定給付企	確定給付型の企業年金について、受給権保護を	改定・福	法案成	措置済	
業年金法の	図るため、統一的な制度を創設する。	祉才	立、公布	(4月施	
制定	【確定給付企業年金法 (平成13年法律第50号)】			行)	
(厚生労働省					
金融庁、財務					
省、経済産業					
省)					
確定拠出年	老後における所得確保を図るため、確定給付型	改定・福	措置済		
金の導入	の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定	祉才	(10月施		
(厚生労働省、	拠出年金を導入する。		行)		

事項名	措置内容	改定計画等と		施予定時	朝
争以口	担国的各	の関係	平成13年度	平成14年度	平成15年度
金融庁、財務	【確定拠出年金法(平成13年法律第88号)】				
省、経済産業					
省)					